

2019年4月5日  
京阪バス株式会社

### 運賃の過少収受について（お詫び）

弊社は本年4月1日、枚方市（樟葉地区）、八幡市・京田辺市域の路線において運賃改定を実施しましたが、運賃表示器のデータが一部誤っており、運賃を過少に収受する事案が発生致しました。

ご利用のお客様には多大なご迷惑をお掛けしました事、深くお詫び申し上げます。

対象路線及び対象区間につきましては下記の通りでございます。今後このような事案が発生することのないよう再発防止に努めて参ります。

### 記

#### 1. 対象路線及び対象区間と誤収受内容

| 対象路線  | 対象区間         | 正   | 誤   | 内容        |
|-------|--------------|-----|-----|-----------|
| 樟葉長尾線 | 樟葉駅～企業団地中央 間 | 230 | 220 | 10 円の過少収受 |

※93号経路の樟葉駅 6時50分発並びに7時43分発のみ該当します。（平日のみ）

#### 2. 過少収受発生期間

2019年4月1日（月）～2019年4月5日（金）

#### 3. 過少収受が判明した経緯

本年4月1日に運賃改定を実施しましたが、4月5日に弊社乗務員が運賃表示器の異変に気づき、確認しましたところ、上記区間の運賃表示器のデータに誤りがあることが判明したものです。

原因は4月1日付の運賃改定を実施するにあたり運賃データを作成しましたが、当該作業工程に一人で行う部分があり、結果的に確認が不十分になってしまったため、対象となる系統のデータ作成にもれがあったものです。なお、過収受は発生していません。

#### 4. 再発防止策

運賃データ作成時には全工程において複数名による確認を徹底してまいります。

#### 【お問い合わせ先】

京阪バス株式会社

経営企画室 神原、金田

電話番号：075-682-2310

※月～金 9：00～18：00

以 上